

諮問日：平成29年4月14日（平成29年度（最情）諮問第8号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第17号）

件名：導入修習の期間中にあった，裁判官任官ガイダンスで使用した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「70期導入修習の期間中にあった，裁判官任官ガイダンスで使用した文書（パワーポイントその他司法修習生に配布しなかった文書を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年2月15日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官任官ガイダンスは，司法研修所の各クラスの裁判教官によって，判事補志望の司法修習生を主たる対象として，導入修習期間中に自由参加の方式で実施されているはずであるから，本件開示申出文書は存在する。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

70期導入修習期間中に，司法研修所として，裁判官任官に関するガイダンスを実施していないから，本件開示申出文書は作成し，又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書を収受
- ④ 同年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、その文言上、司法研修所が司法修習生に対して組織として実施する裁判官任官に関するガイダンスで使用了文書を指すものと解されるところ、最高裁判所事務総長の上記説明は、司法研修所が裁判官任官に関するガイダンスを組織として実施することはないというものであり、その内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、本件開示申出文書は存在すると主張するが、司法研修所において裁判官任官に関するガイダンスを組織として実施したというべき具体的事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人